

あいち労働総合支援フロア NEWS

労働・就業に関するサービス拠点

2015 12. 2016 1 月号

発行日 平成27年12月1日
発行所 公益財団法人 愛知県労働協会
〒450-0002 名古屋市中村区名駅4丁目4-38 愛知県産業労働センター17階

職業適性相談コーナー

土曜日

に 専門職員に相談できます!!

相談料
無料

働く人の悩みごと相談会

——仕事への興味や自信、こころの悩みなどに応じます——

働く方々が抱える雇用条件や職業適性、人間関係等の悩みに関する相談を専門職員が実施し、面接や電話で不満や不安の解決に向けた支援を行います。秘密は厳守します。

日時 第3回 平成28年3月5日(土) 午前10時～午後4時
第4回 平成28年3月12日(土) 午前10時～午後4時

場所 愛知県産業労働センター(ウインクあいち)17階
あいち労働総合支援フロア「セミナールーム」他

職業適性検査を活用した職業相談

簡易検査(無料)を活用し、個人の性格特徴の把握を交えながら相談に応じます。

こころの相談

仕事に関する強い不安やストレス、人間関係等の悩みについて相談に応じます。

労働相談

労働問題の相談に応じます。

アルコールに関する相談

アルコールパッチテスト(無料)を活用し、アルコール代謝の体質を把握しながら、飲酒の相談に応じます。

※事前予約又は当日直接お越しください。(相談は事前予約の方が優先となります。)

相談者の声
◎気持ちの整理ができた。 ◎検査のつもりが、話まで聞いてもらい心までスッキリした。
◎労働の問題に対して情報・知識の提供や、労働問題の話をして参考になった。

ママ・ジョブ・あいち

(あいち子育て女性再就職サポートセンター)



相談・カウンセリング

再就職への不安や悩みを家事・育児の面も含めアドバイス。また、自己分析・自己理解を深め、就労意欲の向上と再就職への自信を高めていただくためのカウンセリングを実施

相談日 月～金・・・午前9時30分～午後6時
土・・・午前10時～午後5時
※祝日及び12/29～1/3は除く

相談者の声

◎自分の中で曖昧な思いが明確になり、背中を押していただいた。
◎親身になって不安を聴いていただき、今後につながるアドバイスをいただき参考になった。



ワークショップ(ママの井戸端会議)

再就職に向けての不安や悩みを女性同士で話し合い、課題を共有してモヤモヤを解消!

◆働きたいママたちの井戸端会議◆

～子育てしながら働くママを交えての座談会～

日時:平成28年1月14日(木) 午前10時～正午
場所:愛知県産業労働センター(ウインクあいち)17階
あいち労働総合支援フロア「セミナールーム」

★働くママの生の声、体験談やアドバイスが聴けます!



参加者の声

◎いろいろな働き方がある事を知り、何とかなる、成るようになると明るく考えられるようになった。
◎いつもとは違う角度から考えることができた。長期キャリアを考えてみようと思った。

*****おしらせ*****

第2回再就職相談会を下記のとおり行います。

女性の採用に積極的な三河(刈谷)地域の企業の出展を募集しています。

日時 平成28年2月4日(木) 午後1時～午後3時

会場 刈谷市総合文化センター アイリス

内容 女性の働き方に理解ある企業としての態勢PR
企業の人事担当者とママの要望の摺り合わせ・対話会

出展料 無料

産業労働情報コーナー

産業労働情報コーナーには、雇用、労働、経営管理、就活等の図書が約3,400冊、労働・産業関係専門誌等約180誌、DVDが約670枚あり、貸出、閲覧ができます。《貸出は、3点まで14日間》(専門誌は閲覧のみ。一部の図書、DVDについては閲覧のみになります。)

当コーナーでは、労働関係専門誌(78誌)の記事や新聞(5紙)の労働関係記事のタイトルをデータベース化しており、ホームページから検索して情報を探すことができます。また、図書やDVDのタイトルについてもホームページから検索ができます。

新着図書のご案内



給与・賞与・退職金規程
一すくに使える各種制度の
モデル規程付き一改訂版



外国人雇用の
実務



Q&A書式で解説
職場のトラブル防止100
—マイナンバー、ストレスチェッ
ク、無期転換など最新の改正に
ついてもお応え済み!—



これから始める
仕事と介護の両立支援



「女活」の教科書
企業編



Q&A ストレスチェック
実施ガイド—職場のメン
タルヘルス対策への
活用と留意点—



絶対内定2017
自己分析とキャリア
デザインの描き方



入社5年目から差がつく
「優秀社員」の
法則

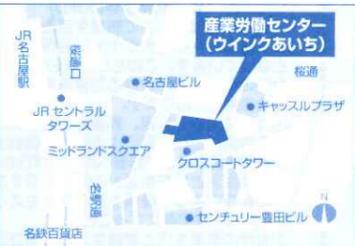
あいち労働総合支援フロアのご案内

あいち労働総合支援フロアは、産業労働情報コーナー、就労支援コーナー、職業適性相談コーナー及び労働相談コーナーを設けて、労働・就業に関する幅広い最新情報の提供や様々な相談にお応えしています。

利用時間

月～金曜日 午前9時30分から午後6時まで
土曜日 午前10時から午後5時まで
(日曜日・祝日・年末年始を除く)

〒450-0002 名古屋市中村区名駅4丁目4-38
愛知県産業労働センター(ウインクあいち)17階
URL <http://rodoshien-aichi.jp>



ママ・ジョブ・あいち

(あいち子育て女性再就職サポートセンター)

TEL-FAX 052-485-6996

子育て等により離職した女性の方に様々なサポートを実施しています。

- 再就職に関する相談・キャリアカウンセリング
 - 女性同士で話し合い、再就職の不安を解消するワークショップ
 - 実際の仕事を職場で体験する職場実習
 - 女性の採用を考えている企業との再就職相談会
- メール aichi-mamasapo@ray.ocn.ne.jp
URL <http://www.pref.aichi.jp/rodofukushi/womens-support>

※ご利用には、無料でお子さまの託児も行いますので事前にご連絡ください。(予約制)

愛知県ナースセンター名駅支所

看護職の方の就職活動の支援や、様々な相談にお応えしています。

TEL 052-433-1173

- 看護職の求人・求職相談
 - 求人情報の提供、求職者の紹介
 - 看護職の離職時等の届出対応
 - 看護学校情報の提供
- メール meieki@nurse-center.net
URL <http://www.aichi-nurse.com/>

産業労働情報コーナー

☎052-485-7153

- ◇産業、労働に関する情報提供を行います。
- ◇職業訓練、就職活動に役立つセミナーの開催情報、労働関係統計・調査結果、起業等に関するセミナーの開催情報、行政施策情報など
- ◇図書、雑誌、DVDの貸出、閲覧を行います。図書約3,400冊、DVD約670枚
- ◇人事労務管理、労働社会保険諸法令、就業規則、人事評価制度、メンタルヘルス、就業活動(面接・ビジネスマナー)、人材育成、企業経営・管理 など

就労支援コーナー

職業紹介・相談・ハローワーク ☎052-533-0890

●求人検索パソコン(10台)を設置し、仕事を探している方などに対して職業紹介や職業相談を行います。

就労支援セミナー ☎052-485-7156
●再就職を希望する方及び障害者等の就労を支援するセミナーを行います。

在宅就業相談・あつ旋 ☎052-562-5016
●在宅就業を希望する人に対して、相談やあつ旋を行います。

職業適性相談コーナー

☎052-485-7155

- <企業> 職業適性検査を活用した雇用管理相談
- <学校> 職業適性検査を活用したキャリア教育の支援
- <個人> 適切な職業選択や就職・転職のためのキャリアカウンセリング

労働相談コーナー

☎052-589-1405

- ◇専門労働相談員常駐
- ◇弁護士・大学教授による特別相談も実施(事前予約制)
- ◇相談内容
解雇、賃金、長時間労働、就業規則、労務管理、職場の人間関係
- ◇無料、秘密厳守

就労支援コーナー

☎052-485-7156

再就職を希望する方等を対象に就労を支援するセミナーを行っています。

再就職支援基礎セミナー (雇用保険受給者の方は求職活動の実績になります)

※各セミナーとも就職に役立つ矢田部ギルフォード性格検査を受けることができます。

◆現役ライターから学ぶ魅力ある文章の書き方セミナー

履歴書や職務経歴書など、書くことで悩んでいませんか？
きちんと伝わる文章で自分をアピールする力を身につけましょう。

講師 「とらばーゆ」元編集者 渡辺 清乃氏

日時 平成27年12月15日(火)、平成28年2月3日(水)
午後1時30分～4時45分



◆タレントから学ぶイキイキ話し方セミナー

人前でうまく話せない…、そんな方にあがり症対策、感じの良い話し方などを学んで、あなたらしさを表現できる話し方を身につけましょう。

講師 Talking Master 代表 藤原 明氏

日時 平成28年1月13日(水)、3月4日(金) 午後1時30分～4時45分



◆再就職に活かすアサーティブコミュニケーション

相手の気持ちも尊重しながら、自分の思いを伝える方法(アサーティブ)を取り入れたコミュニケーションを身につけ、人間関係を今よりももっと良くしていきましょう。

講師 株式会社ワンネス・イー 代表取締役 寺田 陽子氏

日時 平成28年2月19日(金) 午後1時30分～4時45分



会場 愛知県産業労働センター(ウインクあいち)17階
あいち労働総合支援フロア「セミナールーム」

受講料 無料(定員20名)

求職者支援実践セミナー (雇用保険受給者の方は求職活動の実績になります)

◆ストレスコントロールのポイントをつかもう!～就活そして働き続けるために～

ストレスに対して、こころの持ち方つまりストレスコントロールを学んで
これからの生き方に役立てましょう。

講師 ファイン・メンタルカラー研究所 代表 藤本 梨恵子氏

日時 平成28年1月29日(金) 午後1時30分～3時30分

会場 愛知県産業労働センター(ウインクあいち)17階
あいち労働総合支援フロア「セミナールーム」

受講料 無料(定員20名)



受講者の声

- ポジティブな気持ちになれました。すごく楽しく、普段から意識してコミュニケーションをとるようにしようと思いました。
- 今後どんどん役に立てていきたいです。
- 就職活動や次の職場で使えるようなお話を聞いてとても良かったです。

あいち若者職業支援センター

仕事力向上セミナー

～時間管理術を学び、問題解決力を高める～
本質的な問題を発見し、解決策の立案をするとともに、解決策の実行へと導きます。
※希望者は職業適性検査を受けることができます(午後1時～)。

講師 株式会社マザーリーフ 代表取締役 榊原 陽子氏

日時 平成27年12月7日(月) 午後1時30分～4時30分

会場 愛知県産業労働センター(ウインクあいち)17階
あいち労働総合支援フロア「セミナールーム」

受講料 無料

自信回復モチベーションアップセミナー

何かをきっかけに、自信を無くしたり、不安になったり、何かとストレスになったり……と人はするものです。私たち人間の「脳」に着目をして、脳科学的に自信の回復に向けて、セミナーでなにかしませんか？

講師 シフトブレイン・ジャパン株式会社 取締役 古橋 麻美氏

日時 平成27年12月16日(水) 午後1時30分～4時30分

会場 愛知県産業労働センター(ウインクあいち)17階
あいち労働総合支援フロア「セミナールーム」

受講料 無料

就活のためのスピーチトレーニング

面接や会社訪問時の話し方や笑顔作りのトレーニング、初対面会話術、あがり症対策などを実際に訓練し、就職力の一層の向上を図ります。

講師 アット・ワンス株式会社 代表取締役 杉本 美晴氏

日時 平成28年1月19日(火)、20日(水) 午後1時～4時

会場 愛知県産業労働センター(ウインクあいち)17階
あいち労働総合支援フロア「セミナールーム」

受講料 無料

40代前半までの若年求職者(高校中退者、フリーター等含む)を対象としています。
雇用保険受給者の方は求職活動の実績になります。

お申込み・お問合せ あいち若者職業支援センター ☎052-264-0722

〒460-0008 名古屋市中区栄四丁目1番1号 中日ビル12階(ヤング・ジョブ・あいち内)

産業労働情報コーナー

●労働安全企画展示を開催中!

—平成27年12月28日(月)まで開催—

あいち労働総合支援フロア 産業労働情報コーナーでは、12月1日から12月28日までの期間、労働安全企画展示を開催しています。図書、DVDの展示及び貸出しをしています。

●愛知県立高等技術専門校企画展示を開催

—平成28年1月4日(月)～2月29日(月)—

愛知県立高等技術専門校(7校)を紹介

労働相談コーナー

☎052-589-1405

労働相談コーナーでは、労働相談や、弁護士、大学教授による特別相談を実施しています。解雇、賃金、長時間労働、就業規則、労務管理、職場の人間関係などの相談を秘密厳守で行っています。(無料)

労働相談コーナーに相談がありましたので紹介します。

Q

【残業代の未払い】1年契約の契約社員です。仕事は忙しく、毎日残業していますが、残業手当が全くつきません。どうしたらよいか教えてください。

A

まずは、会社に残業手当を支払うよう内容証明郵便(※)により請求してみてください。それでも払ってもらえないようなら、労働基準法第24条(賃金の全額払い)に違反することになりますので、労働基準監督署へ違反事実を申告できます。労働基準監督署による是正勧告が行われた場合、これを放置すれば司法処分される可能性があります。また、簡易裁判所において、専門家(弁護士等)に委任せずにできる簡易迅速な裁判手続きによる少額訴訟(訴額60万円以下)を行う方法があります。

なお、労働基準法第115条により賃金請求権の時効は2年ですから、記録があれば、労働者が退職した後であっても、使用者は2年前まで遡って支払う義務を負うことになっています。

※内容証明郵便とは郵便局が、いつ、誰から、誰宛に、どんな内容の文書を出したのかを証明する制度です。

離転職者等の就労支援 一体的実施事業

再就職・転職フェアを開催します!!

☆参加企業80社!! ☆すべて愛知県内に本社または支社のある企業です!

☆短時間で多くの企業に出会えるチャンス! ☆参加無料! 予約不要! 履歴書不要! 入退場自由!

開催日	平成28年1月21日(木)	平成28年2月26日(金)
時間	各日 午前11時～午後4時	
対象者	再就職・転職を希望される方	
会場	刈谷市産業振興センター あいおいホール展示場 刈谷市相生町1-1-6 ☆刈谷駅北口から徒歩5分	ウインクあいち8階展示場 (愛知県産業労働センター) 名古屋市中村区名駅4-4-38 ☆名古屋駅から徒歩5分

- 開催内容
- 企業説明会 正午～午後4時
 - 再就職応援セミナー (第1部) 午前11時～11時50分
(第2部) 午後1時40分～2時20分
 - 自己分析・適職探し【職業適性検査】 正午～午後4時
 - 託児 午前11時～午後4時

お問合せ 公益財団法人愛知県労働協会 事業課 就労支援グループ 一体的実施事業
TEL 052-581-9230 午前9時30分～午後6時(平日のみ)

企業の魅力を知るチャンス!



55歳以上 生涯現役社会実現環境整備事業

セカンドライフを心豊かに送るために

55歳からの生涯生活設計セミナー

開始時間 14:00～16:00

セミナー名	内容	講師	日程
高齢期の働き方を考える	①企業が高齢者に期待すること ②定年後の多様な働き方 ③再就職の際の○×事例	労務管理サポート事務所 代表 駒木 紀夫氏	1月15日(金)
心と体の健康づくりと健康保険の知識	①健康保険の基礎知識 ②退職時の健康保険の選択と手続き ③いきいき健康づくり	大崎事務所 所長 大崎 佳寿子氏	1月18日(月)
50代からの生涯生活設計づくり	①老後破産をしないために	株式会社未来経営サポート 代表取締役社長 玉井 徹氏	1月23日(土)
所得税などの基礎知識と起業	①相続と相続税 ②所得税と確定申告		2月5日(金)
生涯設計における高齢期の住まい方	①アクティブ期とケア期 ②生涯現役をめざす住まい方を考える ③自宅を生かす・かたつける	FPオフィス結YUI代表 林 直子氏	2月9日(火)
今から始める地域デビュー	①地域デビューの心得 ②地域で活躍する人々	岩田労働者事務所 所長 岩田 純氏	2月16日(火)
高齢期の就業とワークライフバランス	①高齢期のライフプランの必要性 ②社会保険と税に関する基礎知識	有田労務管理事務所 有田 恵子氏	2月27日(土)

会場 愛知県産業労働センター(ウインクあいち)17階 セミナールーム

対象者 55歳以上の方 定員 30名(先着順)

申込 (公財)愛知県労働協会事業課労働教育グループ(生涯現役社会実現環境整備事業担当)
TEL 052-561-5862(桐、前田) 電話受付時間:午前9時30分～午後6時(平日のみ)

労働情報ダイジェスト

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が成立しました!

◎目的(3つの基本原則)

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されることが一層重要となっています。このため、次の3点を基本原則として、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ります。

- ①女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること
- ②職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職場生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること
- ③女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと

◎国及び地方公共団体並びに事業主の責務

- 基本方針等の策定
- 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針を策定(閣議決定)します。
 - 地方公共団体(都道府県、市町村)は、上記基本方針等を勘案して、当該区域内における女性の職業生活における活躍についての推進計画を策定(努力義務)します。

事業主行動計画の策定等

- 国は、事業主行動計画の策定に関する指針を策定します。

●国や地方公共団体、民間事業主は以下の事項を実施します。(労働者が300人以下の民間事業主については努力義務です。)

- 女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析
- 【参考】状況把握する事項
 - ①女性採用比率 ②勤続年数男女差
 - ③労働時間の状況 ④女性管理職比率等
- 上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等(取組実施・目標達成は努力義務)
- 女性の活躍に関する情報の公表(省令で定める事項のうち、事業主が選択して公表)

●国は、優れた取組を行う一般事業主の認定を行います。

女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- 国は、職業訓練・職業紹介、啓発活動、情報の収集・提供等を行います。地方公共団体は、相談・助言等に努めます。
- 地域において、女性活躍推進に係る取組に関する協議を行う「協議会」を組織することができることとします。(任意)

◎その他

- この法律は、公布の日(平成27年9月4日)から施行されます。ただし、事業主行動計画の策定については、平成28年4月1日から施行されます。
- この法律は、平成28年3月31日限りで、その効力を失います。(10年間の時限立法)

詳しくは、下記のホームページをご確認ください。

女性活躍推進法特集ページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>